

令和7年9月

江南市議会厚生文教委員会會議録

9月22日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和7年9月22日〔月曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第91号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号 令和6年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

請願第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

行政視察報告書について

行政視察について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 牧野行洋君 副委員長 伊藤吉弘君

委員 掛布まち子君 委員 大藪豊数君

委員 片山裕之君 委員 石原資泰君

委員長 尾光春君

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

議員 土井紫君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 石黒稔通君 議事課長 間宮徹君

主査 伊藤典子君

説明のため出席した者の職、氏名

教育長 高田和明君

ふくし部長	酒 井 博 久 君
健康こども部長兼こども家庭センター長	安 達 則 行 君
教育部長	松 本 朋 彦 君
地域ふくし課長	石 田 哲 也 君
地域ふくし課主幹	大 矢 幸 弘 君
地域ふくし課副主幹	安 藤 和 仁 君
介護保険課長	栗 本 真由美 君
介護保険課主幹	影 山 壮 司 君
保険年金課長	三 輪 崇 志 君
保険年金課主幹	鈴 木 勉 君
保険年金課副主幹	岩 井 貴 臣 君

○委員長 では皆様、おはようございます。

先日に引き続きまして、厚生文教委員会を開きます。

議案第91号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第91号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第91号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

決算書の371ページをお願いいたします。

歳入につきましては、372ページ、373ページ上段、1款国民健康保険税から、374ページ、375ページの7款繰越金まででございます。

続きまして、歳出でございますが、376ページ、377ページ上段、1款総務費から、380ページ、381ページの8款予備費まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 すみません。決算書の373ページに、一番上段の収入未済額4億529万円ちょっとなんですかけれども、この部分のいわゆる滞納ですね、実際の滞納世帯というのは何世帯あったのかというのを教えてください。

○保険年金課長 令和7年6月1日時点の滞納世帯数で申し上げます。

滞納繰越分も含めた世帯数でございますが、1,603世帯でございます。

○掛布委員 国保の世帯数が令和6年度で1万800世帯なので、それこそ全世帯国保加入世帯の15%が滞納を抱えている世帯ということで、やっぱりすごい負担が重くて滞納せざるを得ない状況ということが確認できたと思うんですけれども、以前からいわゆる均等割、所得割があることによって、所得

の少ない国保世帯ほど負担率が重いというのはもう本当に顕著に表れていて、そこの世帯が滞納を抱えざるを得ないという状況だと思うんですけど。

ちょっと事前にお聞きするぞというか予告しておいたんですけど、滞納金額の分布ですね、滞納金額50万円未満の世帯が何世帯あって、50万円から100万円の滞納金額の世帯が何世帯あってという、そういう区切りで滞納世帯の分布とそれぞれの滞納金額というのを教えてもらえますか。

○保険年金課長 こちらも令和7年6月1日時点の滞納状況で申し上げます。

現年課税分と滞納繰越分を含めた滞納世帯数と金額になります。

50万円未満につきましては、1,408世帯で滞納金額の総額が1億6,958万6,104円、50万円以上100万円未満が125世帯で8,819万2,709円、100万円以上200万円未満が45世帯で6,089万473円、200万円以上500万円未満が23世帯で6,565万8,851円、500万円以上が2世帯で1,376万124円、合わせて1,603世帯3億9,808万8,261円となっております。

○掛布委員 ありがとうございます。

やっぱり低所得の世帯ほど滞納に陥っているというか、滞納金額、滞納世帯が多いということが確認できたと思います。

それで、いわゆる今回の決算でいくと、法定外の一般会計繰入金のうち、赤字補填分は3,500万円前回よりも減らして7,000万円にしたということなんですけれども、そうするとその減らした3,500万円の一般会計の負担が軽減された分というのは、どこに使われたというふうに理解すればよろしいですか。

○保険年金課長 一般会計の歳出が減ったというところで、実際にどの事業に使われたということは保険年金課のほうでは把握しておりません。

○掛布委員 そのとおりだと思います。

それで、マイナ保険証に移行して、令和6年12月からいわゆる短期証というものが、発行してたものがなくなったわけなんんですけど、いわゆる従来の短期証発行世帯というのは、実物はないんですけども、世帯としては何世帯あったということだったんでしょうか。

○保険年金課長 現在は短期証というものの概念そのものがないので、最終的に短期証があったときの数字で申し上げます。

対象交付世帯は377世帯でございました。

○掛布委員 これでおしまいなんんですけど、いわゆるマイナ保険証がない、いわゆる短期証になるはずだった世帯のうちには資格確認書が送付されたはずなんですけれども、何か聞くところによると、江南市ではどうか知らないんですけれども、いわゆる短期証、資格確認書をそのまま無条件で送付しないで一旦留め置いて、それを渡す機会に納付相談とかそういうことをやっているところがあるというのを聞いたんですけど、江南市としてはどうだったんでしょうか。

○保険年金課長 令和7年7月31日で前の保険証が切れましたので、8月1日以降の資格確認書につきましては、特に差を設けずに全ての方に発送し…。

令和7年8月1日からの分につきましては、全ての方に発送しております。

○掛布委員 最後って言ったんですけど、今答弁聞いて。

そうすると、令和7年8月1日以降は全ての方に、滞納があっても従来の短期保険証対象でも無条件に資格確認書を送っていただいたということなんですけど、それ以前というのは何らかの、そこで取りに来てもらって相談の機会にするとかそういうことをやられたんでしょうか。

○保険年金課長 それ以前ということですと、先ほどの短期証を発送した、短期証の滞納者世帯数の370世帯の方に関しては、一部相談の上、お渡ししています。

なお、少し補足説明なんですけれど、令和7年8月1日からの資格確認書に関しては特に差を設けずに発送しておりますけれど、今後はまた未定でありますので、今後の状況はまた一番適切な方法で対応したいと思っております。

○長尾委員 すみません。

掛布委員が掘り下げてしまったので、ちょっと気になってしまったのでお聞きするんですが、同じ部分になるんですけど、収入未済ではなくて、今度不納欠損1,692万2,809円あるんですけど。欠損だから取れないということですけれども、主な原因、件数ですね、件数と主な原因と、あとは一番気になるのは、悪く言うと時効で期間が過ぎちゃったから払わずに済んじやったみ

たいな、払えるのに払わんかったみたいな人というのがあるのかというのがすごい気になるところです。なので、そこの内訳を教えてください。

○保険年金課長 不納欠損額1,692万2,809円の内訳でございますが、地方税法の第15条の7、第4項ということで、執行停止から3年たって消滅したものが226万1,326円で、件数は40件でございます。同じく第15条の7、第5項ということで、こちらは即時に欠損するものであります、29件で328万5,916円、残る金額1,137万5,567円につきましては157件で、こちらは本年で時効を迎えた分になります。

○長尾委員 分かりました。こちらについては致し方なしで、遡ることもできないので仕方ないかと思います。

では、先ほどの掛布委員の収入未済の4億円強ですけど、先ほど内訳で言われたんですけど、結局まだ未納付の方たちに対して多分何らかの検討をして分割だとかやっていると思うんですけど、先ほどあった何か高額な方たちなんか直感的にはもうほぼ納入不能じゃないかと思われるんですけど、それも含めてどういうというか、まだ逆に言えば話もできていない人たちがいないうかというのが心配なんんですけど、それはどういう対応を進めているかというのを教えてください。

○保険年金課長 滞納になった方の対応のほうは収納課のほうにお願いをしてやっておりますので、細かいところは申し訳ありません、把握しております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩をいたします。

午前9時39分 休憩

午前9時39分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第91号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第93号　令和6年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長　　続いて、議案第93号　令和6年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、審査方法ですが、介護保険課と地域ふくし課が関係する議案となっているため、まとめて審査したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○介護保険課長　　それでは、議案第93号　令和6年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明をさせていただきます。

事項別明細書の390ページ、391ページをお願ひいたします。

初めに、歳入でございます。

1款保険料から、396ページ、397ページの8款2項2目1節雑入まででございます。

なお、備考欄に地域ふくし課及び介護保険課と併記しているものにつきましては、包括的支援事業・任意事業費に係る歳入を案分したものでございます。

次に、歳出について、介護保険課の所管分について御説明いたします。

398ページ、399ページをお願ひいたします。

1款総務費から、404ページ、405ページの4款3項1目包括的支援事業・任意事業費でございます。

次に、406ページ、407ページをお願ひいたします。

下段、4款4項その他諸費から、408ページ、409ページの7款1項予備費まででございます。

説明は以上でございます。

○地域ふくし課長　　続きまして、地域ふくし課所管につきまして該当箇所を

説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、決算書の406ページ、407ページの中段をお願いいたします。

4款3項2目包括的支援事業・任意事業費（地域福祉）で、備考欄の地域支援事業でございます。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員 1点だけ。成果報告書の215ページをお願いいたします。

介護認定事業ということで、認定者がだんだん増えてきている状況がこの事業実績の中で分かっております。だんだん増えてきておりますね。そうした中でお聞きしたいのは、当然申請してから認定するまで、目標としては30日以内を目標としているということでございますけれども、当然その中に、申請からいわゆる聞き取りがあって、医師の所見があって、審査会があって、非常にハードルが幾つかあるわけでございますけれども、何か江南市は非常に認定が遅いということをちょっとお聞きしてございますので、そうした中で30日以内に認定できなかった件数ですね、昨年度。それと、近隣自治体ではどのような形になっているのか、江南市と比べて早いか遅いか同じような程度なのか、それを教えてください。

○介護保険課長 介護保険法第27条第11項におきまして、要介護認定申請に対して、処分は原則として当該申請のあった日から30日以内にしなければならないと規定されているところでございます。それに対しまして厚生労働省は、令和5年度中に申請のあった要介護認定のうち、認定申請から結果を判定した日までの期間、こちらが30日以内であった件数ではなく、率のほうで公表しております、そちらでお答えさせていただきますと、当市は22.6%が30日以内ということですので、30日を超えたのは77.4%になります。全国で30日以内に出した件数は、国の平均で20.4%、愛知県の平均は22.8%と、同じぐらいの率となっていると考えております。

また、比較するときに、認定申請期間の平均の日数についてよく比較の数

字として上げられますが、こちらは当市といたしましては38.2日、全国では40.8日、県は40.3日と2日ほど、市のほうが短い期間となってございます。平均が30日以内であった自治体は全国で69自治体というふうな公表がされてございます。

これに対しまして、30日以内を目指すということにつきまして、厚生労働省が最近いろいろ公表しておりますと、厚生労働省におきましても要介護認定に要する期間の長期化を懸案事項と捉えてみえまして、期間短縮に有効な取組の一つとして、医療機関に主治医意見書を依頼してから意見書を入手するまでの期間の短縮について検討されているということでございまして、当市といたしましても、国の検討内容を参考にするとともに審査会のペーパーレス化などによって事務の効率化を図り、認定事務の迅速化に努めていきたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○長尾委員 すみません、伊藤委員の今の話ですけど、電子化等々を進めるに短縮になるというんですけど、人的資源でそこが足りていないということは、今江南市ではないですか。

○介護保険課長 今現在、認定調査員を市の方で雇用しております、その方と、あと一部更新申請につきましては市内の事業所に委託などをしておりまして今の日数になっているかと思っておりますが、市内の居宅に委託する先ですけれども、要介護認定者が増えることによってそちらの認定者の方への対応が増えますと、なかなか委託を受けていただけなくなる可能性もございますし、市が雇用している調査員につきましても、これ以上調査の件数が増えた場合は認定期間が延長することにつながるとは思っております。

ただ、専門職となりますので確保が難しい状況というふうなことを考えておりまして、そういうことで国の方もいろんな先行事例とか短期でうまく、認定期間を短期で行えている市の状況などの情報提供をしていただくというようなことでやっている状況でございますので、人的な不足というのを感じております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 すみません、成果報告書の今の215ページに関わってなんです

けれども、表の一番下のところに令和6年度の要支援から要介護までの認定者総数、令和6年度は4,580人ということなんんですけど、令和6年度からの第9期の始まったばかりの介護保険事業計画の計画推計値ですね、令和6年度はこれだけの認定者数になるはずということで、全部の予算がそれを基にして組まれている一番基になるデータなんんですけど、それとすごく違っていて、少ない。かなり少ない。しかも、要支援が計画値よりも比較的、要支援2が多いんですけど、あと介護度が多いところほど認定者数がすごい少なくなっているんですけど、これって何か非常に問題だなというか、介護保険の認定のシステムに何か問題があるのではないかと思うんですけど、どうしてこんなに乖離しちゃったんでしょうか。

○介護保険課長 第9期計画を策定するときに、やはり第8期のコロナ禍の影響で9期の伸び率を考えるに当たっては大変難しい状況だったかと思いますが、コロナ禍後はコロナ前の認定者なども参考にしながらこのぐらい伸びるだろうというような想定で策定を進めたと考えております。

ただ、実際に令和6年度につきましては、重度化に向けて進む方が予定よりも少なかったといいますか、もっと利用が、認定を受けられる方が伸びると思ったところが伸びなかっただというだけで、認定者数全体としては要支援の部分が伸びているということで、想定よりも皆さん健康の維持に努めていた結果になるかなというふうに思うところでございますが、令和5年度から令和6年度、令和6年度から令和7年度に向けて認定者数が減っているわけではなく、こちらについては確実に伸びてはおりますが、その伸びが緩やかであったというふうに考えております。

○掛布委員 随分計画の基になる推計値とずれていることが主な原因だと思うんですけども、決算数値にある保険給付費ですね、403ページの決算にある6億7,262万円も不用額が出て、結局給付費がこんなに見込みよりも少なかったということは、さっき言った要介護認定が随分少なくなったので給付費が自然に少なくなったということと、結局保険料の算定額が多過ぎたということになって、結局基金が、減らすはずの基金が逆に増え始めてしまっているという、全部それがつながっていっているんかなと思います。

それで、何でこんなにいわゆるサービスが想定よりも使われないとか、重

度の人の増え方がすごい緩いという、原因として、私はケアマネの不足というのがかなり影響しているんじゃないかなあと思うんです。私のお世話になった、母がお世話になったケアマネとか知り合い、本当に数少ないケアマネが令和6年度を境に辞められています。持ち数が増えてしまって、あとは資格の更新がすごい大変なのでその機会に辞めるとか、処遇改善が全然進まなくて、とにかくハードで報酬が少ないということで、全国的にも物すごいケアマネの減少があって、江南市でもそれが進んでいて、そのケアマネの不足が影響して、今回新たな居宅介護サービスをきちんと手当てしてくれる、相談に乗ってくれるケアマネがいないことで、介護サービスが十分使えていないというのが広がっているんじゃないかなと心配するんですけど、実情、居宅介護支援の事業所というのは市内で減っていないですか。また、ケアマネの数って減っていないですか。

○介護保険課長 市内のケアマネ事業所ですが、数としては減らずに増えていると考えておりますが、ただトータルの江南市の事業所に所属するケアマネの数は以前から変わらないといいますか少し減るという状況で、事業所数は増えましたけれどもケアマネの数は増えていないというところでございます。

これにつきましては、昨年度からケアマネ事業所が、ケアマネが研修を受けたときの費用を負担した者に対して市が補助するといった制度をもって、人材確保には努めているところですけれども、その中でケアマネの数とかは把握していく予定でございます。

○掛布委員 全国的にすごい減り方があって、今後どんどんケアマネが高齢化して、いわゆる本当に一番基礎的な介護サービスにつなげる一番大本のところが物すごい揺らいでいるので、ぜひその部分も注目して必要な支援というのをしていただきたいと思います。

それで、成果報告書の182ページ、183ページのところなんですけれども、これは介護保険の事業計画、介護保険事業そのものを評価する評価指標の2つが載っているんですけども、一番上の高齢者人口に占める健康を保って暮らしている高齢者の割合というのが、基準値が令和4年でないといけないのに平成28年のままとか、目標値が、目標値はこれでっているんですね、

ちょっとこれがおかしいというのと、評価指標の中の3つ目があったんですけど、いわゆるこれが、成果の状況、指標名が1、2はあったんですけど、3つ目の評価指標がないということで、3つ目としてあるのは、高齢者が生きがいを持って充実した生活を送っている。具体的には、介護予防サービス、介護予防の認定を受けてもサービスを利用しなかった人の割合、この3つ目の介護保険事業そのものを評価する評価指標についての基準、目標、実績がないんですけど、実際はどうだったんでしょうか。

○介護保険課長 まず1つ目の高齢者人口に占める健康を保って暮らしている高齢者の割合、基準値が平成28年になっているというところの御指摘でよかったです。

こちらにつきましては、総合計画のほうで立てたときから計画値を表記しているものについては、この成果報告書の中では平成28年で表記していくということになっておりますので、そのルールに合わせて平成28年としてございます。

2つ目の御質問で、以前あった3つ目というのが、高齢者が生きがいを持って充実した生活を送っている。こちらは、指標といたしましては、地域活動に参加している高齢者の割合で、要支援認定者数のうちサービス未利用者数を表したものかと思いますが、こちらは介護保険の事業計画のほうに掲載している内容で申し上げますと、令和6年度の実績値は40.3%となってございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 地域支援事業について伺いたいんですけれども、決算書の405ページの一般介護予防事業のところなんですけれども、非常に実績、不用額が多く出ているのと、あといわゆるeスポーツによる運動支援ですか、それにすごく力を入れておられたはず、新規事業として力を入れておられたはずなんんですけど、成果報告書の216ページにeスポーツをやっている写真つきであるんですけども、なかなか振るわなかつたという、参加者が定員に満たなかつたということで、どうしてかなあという理由と、やっぱり実績のいろんな一覧というのはぜひつけてほしいなあと思うんですけどいかがでしょうか。

○介護保険課長 一般介護予防事業の中のまずeスポーツを含めた介護予防教室の件でございますが、令和6年度から始めた事業でございまして、年度の後半に第1期と第2期合わせて4教室という形でやらせていただきましたが、1教室20人の募集をしたところ、定員には満たない教室がありました。

その参加者にアンケート等を取りましたけれども、やはりデジタルを活用したというようなところでちょっと難しいかなというふうに感じていたという御意見もございましたし、あと会場のほうはすいとぴあ江南と布袋ふれあい会館、1期はすいとぴあ江南とHome&nicoホール、2期がすいとぴあ江南と布袋ふれあい会館ということでございましたが、すいとぴあ江南が少し通いにくかったのかなというような印象もございました。

アンケート等、委託先の事業者とあと参加者にいたしまして、その中で参考になるものにつきましては、今年度の実施にいろいろ検討して取り組んでいきたいと考えているところでございます。おおむね参加された方は楽しくやれたとか、あとeスポーツのみではなく介護予防のいろんな講座もございまして、そういうことが詳しいことが聞けてよかったですという意見を聞いておりますので、今年度の実施につきましては参加者が増えることを望んでございます。

あと、江南市の場合、新しく始める事業ではなかなか参加者が集まらないというのが今までの中でもよく見られておりましたが、2年目からは周知のほうを心がけていきたいと考えております。

あと、もう一つの実績のところにほかの事業もございますので、表にしてというところは、来年度につきましては参考にさせていただきたいと思います。

○掛布委員 やはり高齢者の介護予防なので、そこまで行く交通手段というか足というか、それがちゃんと確保できる市の中心部であるとか、そういう交通手段が十分江南市が足りていないということがこの介護予防事業の足を引っ張っているんじゃないかなあとそんなふうに感じました。

それとあと、今新しい事業はなかなか広がらないと言われたんですけれども、決算書の407ページの地域支援事業の包括的支援事業の任意事業の中のちょうど中段ですね、認知症対応型共同生活介護家賃補助金というグループ

ホームの入所に対する低所得者の家賃補助ということで、これも令和6年度から新規事業ということで、近隣に先駆けて本当に江南市が先陣を切っている新しい事業で期待していたんですけど、38万円の実績しかなくて、たしか予算が520万円だったんだけど、それで令和7年度なんか七百数十万円の予算をつけていたんだけど、たった38万円ということは、これはどういう実績で、その原因というのはどこにあったんでしょうか。

○介護保険課長 こちらの事業につきましては、昨年度の8月分からスタートした内容になります。事業所やあと広報などで周知のほうを進めておりましたが、なかなか申請がなかったというのが昨年度の状況でございます。

今年度更新申請のタイミングで改めて周知をいたしましたところ、若干の人数の増はあったかと思うんですが、それでも予想よりは少ないということで、実際に利用されている方に文書のほうで御案内したところ、今徐々に増えてきているという状況でございますので、今年度はもう少し利用の人数は増えるかと思っております。

○掛布委員 せっかく予算を組んで新規事業に挑んだのに、これはちょっとあまりにも残念な結果だし、やっぱり申請じゃなくてつかんでおられる、つかめるはずなので、対象者というのは、低所得でグループホームに入所されている、かなりしんどい思いをしてグループホームに入ってもらっているので、ぜひプッシュ型でこんないい制度をつくったので利用してくださいというのをできないでしょうかね。

○介護保険課長 まず一つ御案内につきましては、今回入ってみえる方に御案内させていただくということでやらせていただきまして効果はありましたので、今後につきましても検討していくことになるかと思いますが、対象者につきましては、要件の中に預金の案件も入ってございますので、なかなかプッシュでは難しい内容となってございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩
午前10時07分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第93号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第94号 令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第94号 令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○保険年金課長 議案第94号 令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書の411ページをお願いいたします。

歳入につきましては、412ページ、413ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から最下段の4款諸収入までございます。

続きまして、歳出でございますが、414ページ、415ページ上段、1款総務費から中段の3款諸支出金までございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 令和6年に後期高齢者医療の保険料が値上げになって滞納、収入未済額も増えて、前年度に比べて増えているんですけども、不納欠損額も本当に多い、多いというか、なんですけど、いわゆる滞納者というのは、普通の人は特別徴収で年金から自動的に引かれるか、あるいは口座振替の手

続をされているんですけど年金から、いわゆる普通徴収の人は年金がすごい少ない、年額18万円以下の極めて少額の年金の人が普通徴収になっているんで、そこんところでほとんどの滞納者というのは発生しているんじゃなかつたんでしょうか。

○保険年金課長 普通徴収になる方、特別徴収にならない方というのは、掛布委員がおっしゃるとおり年金の少ない方もそうですし、あとは年金が多い方、逆に多い方、多過ぎる方というか、多い方も普通徴収になる例もありまして、あとは75歳になったその年に関しては特別徴収にはなりませんので、そういう方は普通徴収になっておりますので、普通徴収の滞納額が全て年金が少ない方ということではないかと思います。

○掛布委員 令和6年のいわゆる滞納者数というのは何人だったんでしょうか。

○保険年金課長 滞納者数なんですけど、現年の滞納者数のほうの数のほうはちょっと今手元にはないんですけど、期数であれば手元の資料で分かりますが、年間8期ありますけれど、滞納のあった期としては533期になります。

○掛布委員 期数なので、ちょっと分からないので、また後で教えていただきたいと思います。

あと滞納者への対応で、後期高齢者医療の保険料滞納者に対して、いわゆる資格確認書は全員に送付するということで、資格確認書は全員送付になつたんですけど、いわゆる滞納者に対して留め置きをしてとかいうそういうことはなかつたでしょうか。

○保険年金課長 後期高齢者の方は全ての方に資格確認書をということで、国からの通知の下でやっておりますけれど、愛知県の後期高齢者医療広域連合のほうから資格確認書の年次更新、8月1日から交付する分についての保険料収納対策の取組ということで、愛知県の後期高齢者医療広域連合のほうから、未納のある被保険者に対しては納税相談を行い、直近の生活状況を十分聴取した上で分割納付計画を作成し納付誓約を取り交わすなど、きめ細やかな対応をお願いしますということで依頼がございましたので、江南市におきましては、滞納がある方に関しましては、郵送ではなく相談の上で交付す

ることとしました。

○掛布委員 そういう方というのはたくさんいらっしゃったわけ、何人いらっしゃったんでしょうか、取りに来てくださいという。何かその保険料の滞納分を分納しないと資格確認書を渡しませんよという、ちょっと気の毒な対応だと思うんですけど。

○保険年金課長 今年度の納付相談の対象者の数でございますけれど、納付相談のお知らせを郵送した方が64名、あと訪問で実施した方が7名、合わせて71名でございます。

○掛布委員 なかなかさっきも普通徴収の滞納を抱えている人というのは、年金の少ない方ばかりじゃないということなんんですけど、多分普通徴収の人は年金の少ない方以外の、切替え時期の方とかいらっしゃると思うんですけど、実際の滞納を抱えている方というのは本当に年金の少ない方なので、ちょっとそういった資格確認書という、医者に行けるかどうかというところを納付相談に利用するというのは、ちょっとかわいそうな対応なんじゃないかなあと思います。

あと1点なんですけど、一部負担金が2割負担に令和5年の途中、秋からですか、なったと思うんですけど、窓口の、2割負担になった方が相当いらっしゃったと思うんですけど、それによって1人当たりの医療費が微妙に減っているんじゃないかなと思うんですけど、受診抑制が起きているんじゃないかなと思うんですけど、そういうことは確認できなかったでしょうか。

○保険年金課長 2割負担が新設されたのが令和4年10月からになりますけれど、3年間の経過措置というところで、そういったものがございましたので、基本的にはそういったことで受診を控えた方はいるかもしれませんけれど、基本的にはいないかと思います。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第94号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

請願第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

○委員長 続きまして、請願第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書についてを議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第10号、令和7年9月3日受付。件名、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願者、名古屋市中区伊勢山一丁目1番地1 伊勢山ビル5F-C、尾北地区教職員組合執行委員長、坂倉功一外355名。

紹介議員、伊藤吉弘、片山裕之、野下達哉、堀 元、掛布まち子、津田貴史。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願趣旨。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度も、

政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、保護者・県民からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう以下の事項について請願いたします。

請願事項。

1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上です。

○委員長 朗読ありがとうございました。

朗読が終わりました。

これより審査を行います。

各委員から御意見をお願いします。

○伊藤委員 それでは、請願に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

昨今では、非常に急速な社会構造の変化などによって、将来の予測が非常に難しい事態に突入してございます。そうした中で、いじめや不登校をはじめ、児童・生徒の暴力行為、児童虐待など、児童・生徒を取り巻く諸課題も複雑かつ多様化しているのが現状でございます。

このように山積する課題をクリアできるよう、次世代の学級としては、質の高い授業や個に応じた重点的な学習指導によって、これから時代に必要な資質、能力を備えるため、請願にも書かれてございますように、一人一人の子供にきめ細やかな対応が必要となるところでございます。そのためには、少人数学級の拡充が必要不可欠であって、それに伴い、当然、教職員の定数改善も必要になってくると私も思うところでございます。

一方では、義務教育費の国庫負担制度については、これも請願の中で憲法上の要請について書かれてございますが、憲法第26条に、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあります。そのためには、引き下げられたままの国庫負担率を3分の1から2分の1へ復元することは、現在、自治体の財政が圧迫されていることからも、教育の機会均等と水準確保のためには、当然、国が果たさなければならぬ責任であると私も考えてございますので、この請願には賛成でございます。以上でございます。

○掛布委員 別に問題なくこの請願に賛成できるので、特に少人数学級が小学校で止まってしまって、中学校、本当に大変な中学校に、早く中学校まで少人数学級が進むように請願をぜひ採択したいと思います。

○長尾委員 結論からいうと賛成です。

これまでこの請願、何度も採択されていますし、その都度私も賛成していますので、これまでとスタンスは変わりなく賛成です。

○石原委員 私もこの請願書に対して賛成の立場より一言申し上げますけれども、この教員不足の解消に向けて、政府は35人学級導入拡大をするために、今年度、小学校を中心に全国で教員約5,800人の増員計画をしております。新たな教員配置を進めることで、一人一人に目が届くきめ細やかな指導や学級運営ができると思います。学びの質向上とともに、教員の過重労働を防ぎ、教職の魅力アップのためにも、中学校にも小学校同様の少人数学級の導入を

早急に進めることが必要であると強く思いますので、今回のこの請願を採択し、提出していくべきだと思います。以上です。

○片山委員 私も賛成の立場から意見を言わせていただきますと、学校現場ではいじめや不登校や特別支援など、多様な課題に直面しております。一人一人にきめ細かく対応するということには、定数改善が本当に不可欠だと思っております。また、教育は全国どこに住んでいても、先ほどの文章にありましたけれども、一定水準を確保することが求められております。自治体間の格差が広がることを防ぐためにも、国庫負担率を2分の1へ復元することは必要だと思います。

以上の理由から、子供たちの健やかな成長を支えるために、本請願に賛成いたします。

○大藪委員 まずは、これについてはもう大賛成の立場で話をさせていただきます。

難しいことはさておき、特にやはり最近、昨今、現場の関係なんでしょうが、子供たち、そして保護者が求めるものがかなり多くなってきているのではないかというふうに思われます。本来であるならば家庭で教えなければいけないことも、現状を見てみるとやっぱり共働き世帯があまりにも多くて、家庭の中だけで教えられなくなっているのが現状ではないかなと。

いっとき道徳の授業が欠略してしまって、残念ながら道徳的なところというのがちょっと乏しくなってきている子供たちが増えた時期がありました。そういういたものも含めて、やはり学校において先生方にもっともっと、時間的な余裕だけではなくていろんな部分で余裕を持っていただきながら、子供たちの成長の速度に合わせた教育をしていただきたい。現状を見てみると、その速度自体があまりにも大人の尺度で教育をしているようにしか僕は思えないんですね。

そういうことを考えると、この案には大賛成で、ぜひとも積極的にやっていただきたいなというふうに考えておりますので、賛成の立場から一言述べさせていただきました。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 御意見も尽きたようありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩
午前10時27分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第10号を採決いたします。

各委員の御意見は採択とすることですが、採択とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は採択とすることに決しました。

それでは、請願の採択に伴い意見書の御協議をお願いいたします。

意見書の案を配付いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩
午前10時29分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、事務局より意見書案の朗読をさせます。

○事務局 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度

は、政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。

しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善に向けた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

○委員長 朗読ありがとうございました。

この意見書案について御意見はありませんか。

○掛布委員 請願書をそのまま写し取った意見書なんですけれども、1点、漢字、子供たちの「供」が、にんべんに共という字に全部なっています。請願のときは、もう請願そのものがそうだったので別に直すわけにはいかないんですけども、市議会として意見書を出すのでしたら、この「供」は全部平仮名に直したように変えて出したほうがよいのではないかと思うんですけれども。

○委員長 分かりました。

御意見ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時35分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案を採決します。

本案を子供の文字を「子」だけ漢字にして「供」は平仮名にするという形で修正した上で可決としたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は修正案のとおり可決されました。

続きまして、ただいまお認めいただいた意見書案を議長のほうに提出し、議会に提案、提出をいたします。

提案理由は案のとおりでよろしいでしょうか。

[「結構です」と呼ぶ者あり]

○委員長 よろしければ、この意見書案を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員会提出議案として議長に提出いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題とします。

報告書につきましてはタブレット端末に配信しております。

去る8月8日に布袋学童保育所本室、布袋学童保育所分室、布袋小学校放

課後子ども教室（フジッ子教室）を行政視察しました報告書について御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所感については記載するとなつておりましたことから、既に記載しておりますのでお願いいたします。

それでは、何か御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 御意見もないようありますので、このまま今定例会において提出いたしますので、よろしくお願ひします。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題とします。

資料をタブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして、正・副委員長に一任していただいており、そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

日程は10月21日火曜日及び10月22日水曜日の1泊2日でございます。

視察先と調査内容につきましては、10月21日は東京都武藏野市で食育について、翌22日は栃木県高根沢町で不登校児童・生徒のための教育支援施設「フリースペースひよこの家」についてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

なお、詳細な資料につきましては、10月上旬までに事務局から届けさせますので視察当日にお持ちくださいるようお願いします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては6月の委員会で、不登校対策について犬山市の職員の方に講演をしていただいてはどうかとの御意見がありました。また、ほかに何か御意見や御提案がありましたら、正・副委員長までお知らせいただくようになっておりましたが、現在、特にいただいておりません。

つきましては、6月の委員会での御意見を踏まえ、講師は犬山市の職員の方、研修テーマは不登校対策についてとし、御講演をいただけないか検討してまいります。

なお、日程及び開催場所につきましては、正・副委員長で調整を図り、決定していきたいと思います。

研修会については、そのように進めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようありますので、そのように進めさせていただきたいと思います。

なお、講師の方や開催場所の都合もありますので、変更が生じた場合は正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、それではそのようにさせていただき、後日、御報告させていただきます。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 次に、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所などについては各常任委員会で検討していくことと決定したところであります。

これを受けて、本日皆様に御協議をお願いするものでございます。

なお、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末に配信しておりますので参考にしてください。

それでは、対象団体とテーマについて何か御意見はありますか。
ございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見はないようですが、今月中に正・副委員長へ御報告願えな
いでしょうか。

候補が多数の場合につきましては、正・副委員長において調整を図り、決
定していきたいと思います。また、候補が出なかった場合には、正・副委員
長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでございますので、そのように決めさせていた
だきます。よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

今回の委員会につきましては、皆様に、より多くの意見をいただきまして、
誠にありがとうございます。

当局におかれましても、この意見、要望などを基に、より市民の皆様にサ
ービスを拡充するよう努めていただきたいと思います。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

江 南 市 議 会 委 員 会 条 例 第 2 9 条 第 1 項
の 規 定 に よ り こ こ に 署 名 す る 。

厚 生 文 教 委 員 長 牧 野 行 洋